

【中東】中東における POA 提出期限延長のお知らせ

アラブ首長国連邦（UAE）、カタールおよびバーレーンでは、地域的な物流遅延等に対応するため、委任状（Power of Attorney, : POA）提出に関する一時的な特例措置が導入されています。

UAE では、通常、適法な（legalized）POA を出願日から 90 日以内に提出する必要があり、延長は認められていません。

しかし、2026 年 3 月 25 日発効の措置により、正式な延長申請を行うことで、30 日間の延長が無償で認められます。これにより、POA 原本の到着が遅れている場合でも、出願を維持することが可能です。

カタールでは、2026 年 3 月 25 日発効の措置により、POA 原本が揃っていなくても、POA のコピーの提出、または原本を 90 日以内に提出する旨の誓約書を添付することで出願が受理されます。審査はそのまま進みますが、最終登録証発行前までに、適法な POA 原本の提出が必要です。

バーレーンでは、2026 年第 13 号決定（2026 年 3 月 17 日発効）に基づき、POA を含む認証済み書類について、正当な理由を記載した申請を行うことで、90 日間の延長が認められます。本措置は新規出願および係属中の案件に適用されますが、猶予期間内に書類が提出されない場合、出願は無効となります。また、本措置は発効日から 3 か月間の時限的な措置です。